



2 教 高 第 541 号
令和 2 年 6 月 24 日

県 立 学 校 長 様
関係国・私立学校長 様

愛媛県教育委員会教育長

令和 3 年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての
留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省から、県教育委員会に対して、別添写しのとおり通知があり、学校への周知依頼がありました。

本通知は、標記選抜等の実施に当たり、試験会場等における新型コロナウイルスに対する感染症対策を講じるとともに、追検査等により受検機会を確保するなど、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨める環境を整える際の留意事項を示したものです。

ついては、貴職におかれても了知願うとともに、引き続き、入試事務の適切な実施に協力をお願いします。

なお、県教育委員会では、今後の状況や同省からの通知等を踏まえながら、随時、通知又は連絡することとしておりますので、申し添えます。



令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（新規）
令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、試験会場等での感染症対策や追検査等による受検機会の確保など、留意していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年6月22日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
特別支援教育課
参事官（高等学校担当）
総合教育政策局生涯学習推進課

令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（通知）

令和3年度高等学校入学者選抜等を実施するに当たっては、試験会場等における新型コロナウイルスに対する感染症対策を講じるとともに、入学志願者が感染又はその疑いがあることにより受検出来なくなってしまう場合に備え、追検査等による受検機会を確保していただくことなどにより、安心して受検に臨めるような環境を整えることが必要です。このため、下記のとおり、入学者選抜の実施に当たっての留意事項をとりまとめましたので、適切に対応いただけるようお願いいたします。なお、今後も必要に応じ、更なる連絡をさせていただく可能性がありますので、念のため申し添えます。

本件につきましては、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改

革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあつては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 試験会場等における感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になると見込まれていることも踏まえれば、入学者選抜の実施時期においても、試験会場等では、「3つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策が求められることが、現時点では想定されます。

試験会場等における具体的な感染症対策の内容については、今後の感染の推移や、新型コロナウイルス感染症に関して今後得られる知見、最新の政府の方針等も踏まえながら、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合ったものを講じてください。

なお、参考までに、高等学校入学者選抜等の特徴を踏まえると、現時点での知見を前提にした場合には、例えば、

- ・ 出願書類の配布や提出に際し、入学志願者が在籍する中学校等を介する方法ではなく、入学志願者等が直接取りに行く、又は持参する方法のみが採られている場合、高等学校等のホームページからのダウンロードや郵送、電子メール等での入手や提出も可能とする。
- ・ 高等学校等を学力検査の会場として使用する場合、例年であれば使用していない教室も活用し、入学志願者同士の間隔を広く取れるようにする。
- ・ 市区町村教育委員会等の協力を得て、入学志願者が在籍する中学校等や、入学志願者の身近にある公共施設を試験会場として使用する（例年使用している試験会場までの移動に公共交通機関の利用が必要な場合、その混雑を減らすことも可能）。
- ・ 試験会場への入退場の際、入口・出口で混雑が起きないように、受検番号で入退場の時間をずらす（入学志願者が公共交通機関を利用する場合、試験会場への入退場の時間をずらすことにより、その混雑を減らすことも可能。）。
- ・ 休憩時間も入学志願者同士が密集しないように注意するとともに、極力会話を控えるようあらかじめ周知し、試験当日も注意事項の説明時などの機会を用いて入学志願者に伝える。
- ・ 医療的ケアが必要な入学志願者や基礎疾患等がある入学志願者の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、当該入学志願者やその保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受検など、柔軟に対応する。

- ・ 面接試験の際、面接官への礼儀というような理由から、マスクを外す必要はないことを、明示的に入学志願者へ伝える。
- ・ 入学志願者側も含め、ICT 機器が円滑に使用できる環境にあるなど、条件が整っている場合には、オンラインで面接試験を行う。
- ・ 合格発表の際、例年であれば受検した高等学校等に合格者の受検番号を掲載している場合、校内の複数の場所に掲示する、当該高等学校等のホームページに掲示するなどにより、密集を避ける。

などの工夫も、地域の状況次第では考えられます。

なお、試験監督者や面接官等の試験業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、試験実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めていただくことが必要です。試験実施当日、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が出てしまった場合に備え、あらかじめ、代替者の準備をお願いします。

2. 追検査等による受検機会の確保について

令和2年度高等学校入学者選抜等の実施に際しては、追検査等の機会を設けていただいた実施者も多く見られるところですが、新型コロナウイルス感染症という特別な事情が継続することが十分に考えられることに鑑み、令和3年度においても引き続き、追検査等の機会を設けていただき、受検機会の確保に努めてください。また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対しても、追検査等の情報提供や相談対応に努めていただくようお願いします。

3. 高等学校入学者選抜等の実施日程等の決定について

高等学校入学者選抜等の実施日程は、各実施者の判断により決定されるものですが、現段階では、例年と同様の時期に実施していただいて差し支えないと考えられます。また、各実施者の判断により例年の実施時期から変更する場合には、「高等学校の入学者選抜の改善について」（平成9年11月28日付け文初高第243号初等中等教育局長通知）を踏まえ、各都道府県において、国公私の高等学校等と中学校等の関係者による連絡協議の場を積極的に活用し、行政の支援の下に、入学志願者の選択行動への影響を最小限にとどめるよう御配慮をお願いします。決定した実施日程については、入学志願者の不安払拭の観点から、できるだけ早期に公表していただくようお願いいたします。なお、実施日程を決定するに当たっては、2. 追検査等による受検機会の確保にも配慮した上で、適切な日程となるようお願いします。

また、実施日程のみならず、入学者選抜の内容についても、できるだけ早期に決定・公表するようお願いします。その際には、「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」（令和2年5月13日付け2文科初第241号初等中等教育局長通知）を踏まえ、高等学校等が所在する都道府県以外の都道府県からの入学志願者も含め、特定の入学志願者が不利にならないよう、必要に応じた適切な工夫を講じていただくようお願いします。

4. 試験の実施が困難な場合の対応について

地域のまん延状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、実施者におかれては、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、追検査等による受検機会の確保、延期した場合の試験方法などについて、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。

なお、試験の延期措置を講じた場合には、都道府県立学校にあってはその設置者である都道府県教育委員会に対して、市町村立学校にあってはその設置者である市町村教育委員会に対して、当該報告を受けた市町村教育委員会は都道府県教育委員会に対して（市町村教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、私立学校にあっては都道府県又は構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対して、国公立大学附属学校にあってはその設置者である国公立大学法人に対して、厚生労働省所管の高等課程を置く専修学校にあってはその設置者である厚生労働省に対して、その旨の報告をお願いします。報告を受けた都道府県教育委員会・都道府県・構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体・国公立大学法人・厚生労働省は文部科学省に対して（都道府県教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、その旨の報告をお願いします。

5. 入学志願者が在籍する中学校等での対応について

令和 3 年度の入学者選抜においては、入学志願者の体調管理が例年にも増して重要となります。特に、学力検査の直前には、無理をして体調を崩してしまうことのないよう、入学志願者の在籍する中学校等においては、入学志願者やその保護者に対し、体調管理の重要性をしっかりと伝えていただき、万全な状態で受検できるよう、指導をお願いします。

6. 小学校や中学校等の入学者選抜の実施について

小学校や中学校等の入学者選抜の実施についても、上記 1 から 5 までを踏まえ、適切な対応をお願いします。

【本件連絡先】

(本事務連絡全般に関する問合せ及び下記以外の報告先)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3291)

e-mail : jidous@mext.go.jp

(中等教育学校に関する問合せ及び報告先)

初等中等教育局参事官 (高等学校担当)

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2349)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ及び報告先)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ及び報告先)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp